

## 高知県森林審議会議事録

### 1. 日 時

平成24年12月5日(水)

### 2. 会 場

高知共済会館 COMMUNITY SQUARE 3階「桜の間」

### 3. 出席者

#### (1) 審議会委員

アウテンボーガルト千賀子	森林インストラクター
新木 雅之	四国森林管理局長
内田 洋子	NPO高知市民会議 理事長
片岡 桂子	森林ボランティア
上治 堂司	(一社)高知県山林協会 会長理事
川田 勲	高知大学名誉教授
北岡 浩	(社)高知県木材協会 会長理事
塚本 次郎	高知大学農学部教授
野島 常稔	香美森林組合 代表理事組合長
福田 真苗	土佐林業クラブ会長
堀 洋子	建築士会女性部会幹事

#### (2) 高 知 県

田村 壮児	林業振興・環境部 林業振興・環境部長
大野 靖紀	林業振興・環境部 林業振興・環境副部長(総括)
岩村 俊夫	林業環境政策課長
山中 孝司	森づくり推進課長
高橋 長太	林業改革課長

安岡 泰平	治山林道課長
春山 九二男	木材産業課長
山崎 和利	森づくり推進課 課長補佐
土居 進一	治山林道課 チーフ（林地保全担当）
高橋 聡文	森づくり推進課 チーフ（森林計画担当）

## 5. 会議

(司 会)

審議会委員 13 名の内 11 名の出席を得て、本会議が成立している旨を報告。

委員紹介、県職員紹介。

なお、議長は高知県森林審議会議事要項第 5 条に基づき会長が務める旨を説明。

[議 事]

川田会長が議長となる。

－議長挨拶－

全国的に、森林林業再生計画に基づき計画年度から 10 年後に木材の国内需給率を 50% にすること及び生産量を約 4,000 万 m<sup>3</sup> にすることを目標に、森林計画制度が見直され体制作りが行なわれています。一方、高知県では、高知県の林業を軸とした第 2 期の産業振興計画により林業等の振興対策が取られておりますが、そのようななかで、木材の生産量も現段階より約 20 万 m<sup>3</sup> の増産が新しい課題として出ております。

いずれにしましても森林林業再生計画や産業振興計画などとの係わりを踏まえ地域森林計画を審議する必要があるかと思っておりますので、委員の皆様、よろしく申し上げます。

－議事録署名委員選出－ (内田委員、北岡委員)

－諮問文朗読 (森づくり推進課長)－

－議事の説明（森林計画担当チーフ）－

- (1) 安芸地域森林計画（案）
- (2) 高知地域森林計画の変更（案）
- (3) 嶺北仁淀地域森林計画の変更（案）
- (4) 四万十川地域森林計画の変更（案）

（議 長）

先ほど、安芸地域森林計画とその他3つの地域森林計画の変更について説明を受けました。

なお、その他に森林経営計画制度についても説明をしていただきました。実際、計画を作成する者でなければ解りにくいかもしれませんが、これからの森林林業を考えるうえで重要な制度ですので皆様にご紹介していただきました。

それではご審議いただきたいと思います。

（福田委員）

パワーポイント資料の6ページに過去5年間の人工造林と天然更新の計画数量を載せており、合せて約340haですが、同じ資料の10ページに載っているこれからの計画の造林面積は、1,780haとなっています。この数字はどのようにして出したのですか。それと、天然更新について、実績が計画の150%となっていますが、これは伐採後、何もしないで天然更新となったのですか。

また、植林に関してシカの問題は避けて通れないと思いますが、計画書にはシカに関して触れられていない。どのくらいシカの問題を反映させればよいと思われませんか。

また、土砂流出防備保安林の実績が、計画の300%となっています。人それぞれに考え方はあると思いますが、私としては林業経営者として保安林の制限について苦労しています。国の方針もあろうかと思いますが、どのような方針で保安林を増やしているのでしょうか。

その3点をお聞きしたい。よろしくお願いします。

(森づくり推進課長)

伐採に対して、人工造林が少ない面積となっていますが、その差は天然更新のほうに入っております。スギ、ヒノキが伐採された後、植林されない場合、その面積を天然更新にカウントしています。

また、造林の計画面積が、かなり大きめの数字となっていますが、これについて、安芸地域森林計画書の25ページを見ていただけますか。造林面積の計画が2段書きになっています。下段の前半5ヶ年の計画が人工造林で230haとなっており、高知県の実態に則して計画した数字となっております。それに対し上段の総数が1,270haとかなり大きい数字ですが、これは、国が各県に割り当てた数量に基づき記載しております。国は、伐採及び植栽の割当量のなかに、皆伐に加え択伐の計画数量も盛り込んでいます。国の割り当て数量からすると択伐面積がかなり大きくなりますが、実態に則して、計画書の11ページの下の方に計画期末の面積を載せています。

(森林計画担当チーフ)

シカについてですが、計画書の23ページをご覧ください。鳥獣による森林被害対策の方針として、「特に被害が深刻化しているシカに対しては、防護柵の設置等により被害を防ぐ取組みを促進します。」と定めております。

また、保安林の指定につきましては、北川村で大規模な災害があり、その復旧のために保安林の指定がなされております。

(福田委員)

わかりました。皆伐面積が増えたのは国の割当数量だからですね。ただ、私が聞いたかったのは、天然更新の在り方について。伐採後、そのままにして天然更新に移行するところと、スギ、ヒノキの植林にするところの立て分けについて。そして、植林について、どのようにシカ害を防ぎ、木を育てる目的を達せれるかということが大きな問題になってくると思います。その辺を踏まえて考えていくほうが良いのではないのでしょうか。

それと保安林について、災害により指定する場合はやむを得ないと思いますが、国がどのような方針で保安林の拡大を行なっているのか。その辺が分かるようでしたらお願いし

ます。

(治山林道課長)

保安林の計画的な指定について、大規模に増やしていくといった方針は、ございません。

流域の中で、必要と認められる箇所について所有者の同意が得られれば、申請に基づいて保安林の指定を行っており、そのなかには、個々の災害発生時に必要な保安林の指定も含まれております。

(福田委員)

木材不況ですので、保安林に指定すれば固定資産税は免除されると聞けば、森林所有者はぜひ指定して欲しいと言われることと思いますが、保安林に指定した場合、施業を行なう際にどのような制約があるのかをよく話してあげて欲しいと思います。

(堀委員)

地域森林計画の変更について、その理由が面積の変更で、地籍調査結果を反映させたためとなっております。これに関して、だいぶ前から所有者の分からない小さな面積の森林が沢山あると思いますが、その把握について、森林簿の整備はどのくらい進んでいますか。

(森づくり推進課長)

地籍調査の進捗は、県下で平均49%くらい進んでいます。また、大体3割ぐらいの不在村地主等について、地域活動支援交付金等の県の補助事業により所有者等の確定を進めています。

(堀委員)

森林経営計画の作成の際、森林簿で所有者不明の森林がある場合、それをどう対応されているのかお聞きしたいです。

(森づくり推進課長)

不在村地主の把握については、地域活動支援交付金等の補助事業を活用していただいて森林所有者を捜していただく、それでも森林所有者が不明の場合は、森林経営計画の認定面積の要件から所有者不明の森林を除くことができますので、そういうことで森林経営計画の作成を進めてまいりたいと思います。

(堀委員)

すみません。森林簿の整備と地籍調査について、高知県全体で約49%の進捗とお話しでしたが、だいたい何年度に終わらせるつもりでしょうか。

なるべく早く進めない、ますます所有者の状況をつかめなくなるような気がしますが。

(森づくり推進課長)

先ほど約49%の進捗と申ししたのは、国土調査に関することで森林簿に関するものではございません。

森林簿は、国土調査と直接関連しているわけではなく、森林簿は森林簿で独自に整備しています。

(堀委員)

森林簿調査の進捗の方が大切だと思います。

(森林計画担当チーフ)

森林簿につきましては、これまで5年ごとの地域森林計画の見直しの際、同じく森林簿の見直しを行なうことが基本となっていますが、その他、林地開発など森林以外への変更がある場合、随時、森林簿を変更しております。

それと先ほどからお話があります国土調査についても、調査を行なった市町村から調査結果のデータを提供していただき森林簿に反映させております。

森林簿の整備は、いつになったら終わるというものではなく、常に変更、修正をおこなっていかねばならないものだと思います。

(堀委員)

一応、森林簿について、県下の状況を把握しているということですね。  
森林所有者に関しては、まだ、不明な部分がたくさんあるのでしょうか。

(森林計画担当チーフ)

はい。森林簿は、昭和40年くらいから作られましたが、その際、現地での聞き取りや登記等により所有者を調べたものが元となっております。その後、造林や間伐事業の実績等の情報から、森林簿を修正してきましたが、そういった情報がないところについては、昔の情報のままですし、登記と実際の所有者が違う場合もございます。

(議長)

ほかに、どなたか質問はございませんか。

(塚本委員)

地域森林計画の変更について教えてください。面積の減による変更とありますが、これは、実際に森林の面積が減ったのか、それとも元々森林ではなかった区域を森林として計上していた。それを正しく把握したので面積を減としたのか。その辺を教えてくださいか。

(森林計画担当チーフ)

地籍調査の反映による面積の減について申しますと、用水路等の区域は、元々の森林簿ではその区域に含まれていました。地籍調査は、森林や用水路等の区域を分けておりますので、森林簿を地籍調査結果に合せると純粋な森林の面積となり、用水路等の面積分が減となります。

(塚本委員)

確認ですが、別に森林が減って面積を減にしている訳ではないということですね。

(森林計画担当チーフ)

はい、そうです。

(塚本委員)

分かりました。

(議 長)

他に質問はございませんか。

(野島委員)

森林経営計画に関する県の方針について、現在、私どもの森林組合では、組合員の方全員に周知徹底して、森林経営計画への参加を呼びかけております。そして、計画参加予定者の面積を積み上げたとき、必要な森林施業に対して、森林組合が年度ごとに消化できるのかという問題が出てまいりました。実は、そのあたりで森林経営計画の作成に躊躇しております。

森林組合だけでは、所有者すべての森林に対応するには手に負えません。森林施業計画はブドウ状とっていましたが、森林経営計画でも抜けていく区域が出てきます。森林経営計画の作成を80%まで進めるとも聞きますが、作業を実行する団体を育成するなど労力面から可能であるか、どういう方針を持って進むのかということです。

(森づくり推進課長)

森林経営計画の高知県の目標面積ですが、155,000haとしています。

その面積は、人工造林だけでなく天然林を含んでいます。

人工林の約4割について作成することが目標です。

(野島委員)

何年度くらいを目標にしていますか。



(森づくり推進課長)

平成27年度を目標にしております。

(野島委員)

計画樹立の主体について、その辺の指導方針はどうですか。

(森づくり推進課長)

これまでも、何度か説明会等を行ないましたが、そういった事を通じて進めてまいります。また、一般住民へは市町村の公報等を通じて啓発するようお願いしています。

(議長)

よろしいですか。

(アウテンボーガルト委員)

21ページの「(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域」について、該当なしとの記載があります。

三嶺などのように、シカの被害で山肌が随分露出してしまっていて、雨が降ると土砂も流出するなどかなり深刻な箇所もあるとお聞きしていますが、留意すべき森林として、該当なしでよろしいでしょうか。

(森づくり推進課長)

民有林において留意すべき森林として、対象の区域はないと判断しております。

(アウテンボーガルト委員)

はい、わかりました。

(塚本委員)

地域森林計画の計画数量は、全国森林計画の計画数量を割り振ったものですね。これか

ら森林の利用状況が大きく変化すると聞いていますが、変化する状況に対応するような計画が、どこかで立てられて欲しいという要望があります。

例えば、地域森林計画とは別に、森林の利用状況に対応して計画が立てられ、その計画に対する審議に加わることができたら良いのになあとと思います。

その辺り、無理な話かもしれませんが、何かお考えがありましたら教えていただけますか。

(森づくり推進課長)

説明が充分でなく申し訳ありません。地域森林計画で計画しています伐採立木材積は、産業振興計画の目標である10年後に65万m<sup>3</sup>の搬出量を基に算出しています。国の割当て数量は造林面積に反映させています。

(塚本委員)

すると、この地域森林計画の整合性を判断できる基準が別にあるわけですね。産業振興計画でこういう計画があって、それと整合させるためにこの数字がありますという説明がなければ、我々には分からない。

(森づくり推進課長)

後日、資料をお渡しして説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(議 長)

私の方からも確認したいのですが。計画書の25ページに記載されている主伐と間伐の計画材積ですが、これは全国森林計画から降りてきた数量ではなく、県の実情を基に県で算出した数字ということですよね。

(森づくり推進課長)

そうです。

(議長)

25ページの造林面積の総数が全国森林計画からの割り振りとは知らなかったもので、単純に主伐の計画量 290,000m<sup>3</sup> を造林面積の総数 1,780ha で割ると、約 162m<sup>3</sup>/ha になるので低いと思っていました。これを調整するのはなかなか難しい。

(副部長)

議長がお考えになられたように、単純に割りますと 1 ヘクタール当たり非常に低い材積となります。

実は、主伐の形式に択伐がございます。択伐ですと、例えば 1ha の森林において、実際には 0.3ha しか伐っていないくても、主伐面積は 1 ヘクタールとなります。全国森林計画の割当て量のなかには、この方式で算出したものが入っています。

ところが高知県では、択伐はほとんどありません。実態に則して、皆伐が主体であることを前提に計画を考えています。変な言い方ですけど、国は水増しした状態の面積を表示しているのに対し、県は実数として面積を表示している。

そこがまず第 1 点の違いであります。

それからもう 1 つは、計画をできるだけ実態に合わせたいと思っていますので、前期の 5 年計画につきましては産業振興計画を基に県が算出した数字を載せていると考えていただければ良いと思います。

(議長)

そのような説明を受ければ分かりますが、知らない人が見たら分からない。択伐の計画数量が入っているから造林面積が大きくなるということですが、実際は現実合っていないようにも思います。これは誤解を生みやすいので、択伐が計画数量に含まれるため数字が大きくなるなどの注意書きをすれば、数字の違いについて説明しやすいのではないかと思います。

(森づくり推進課長)

そのことも含め、改めて資料を作成したいと思います。

(議 長)

できるだけ読んで分かりやすいようにしていただくといいですね。

(福田委員)

結局、計画について数字で示されてもよく分からないものです。

皆伐跡地は人工造林か天然更新のどちらかになります。どのような方針で行なうか。たとえば、植林を行なう区域でシカ被害の大きなところにはネットをはるとか。こういう目的でスギ・ヒノキを伐採した後を広葉樹にするとか。もう少し県の意見や考え方を色濃く出すような説明をすると分かりやすいと思います。

以前、お話したかもしれませんが、天然更新が多くなることに関して、兵庫県が8年も前から、地元の広葉樹の苗木を地元で作って植えることをしております。これは遺伝子の攪乱を防ぐためです。高知県では、物部森林組合で生産していますが、今後、広葉樹を植える機会も増えると思うので、森林技術センターの協力も得てその土地の苗木を作っていただきたいと思います。

(議 長)

他にありますか。

(北岡委員)

森林審議会に関係ないかもしれませんが、高知県の鳥獣被害の面積、もしくはマツクイムシやナラの木食い虫について、どれくらいの被害があるのか。そういう資料があれば参考に教えていただけませんか。

これからますますシカの被害が出てくると思います。シカが県内に多く生息していると聞きますし、シカ被害の対策を行なった森林とそうでない森林では、全く状況が違うとも聞きました。そのような資料がありましたら参考までに見せてください。

(森づくり推進課長)

手元に資料がございませんので、後ほど資料で説明したいと思います。

(堀委員)

直接、計画の内容とは関係ないと思いますが、森林の持っている機能の中に快適環境形成機能というのがありますね。そのなかに防潮林の記載がありますが、これに関係して、安芸地域の沿岸部見ると防潮林がほとんどないような所が多いです。

それで、以前知り合った PTA の方から、防潮林がないと、津波が来たとき防ぐものがないので、伊尾木小学校に逃げられない。防潮林を植えたいとの相談を受けたことがあります。特に室戸から安芸にかけて防潮林がないように思いますが、どういう方向で整備を考えているのかお聞きしたいと思います。

(治山林道課長)

お答えになるかどうか分かりませんが、状況をご説明いたします。

東北地方の震災を受けまして、防潮林の津波に対する機能が見直されることとなりました。それによりますと、かなりの林帯幅があっても、結果的にあの大きな被害となり、津波被害を緩和できても防げるものではないということが分かりました。林野庁では、復興に向けては盛り土をして林帯幅を作っていくという構想を示していますが、高知県では、海岸部はまだ生活空間ですので、それぞれの土地利用者から、大々的に所有権を動かして林帯幅を作るということにはなりません。また、県下に海岸防潮林は 17km ございます。さきほどの委員さんの話と少し合いませんが、ほとんどが県東部にございます。まず、これを大事に育成すること。そして土地で利用が可能なところは植林を行なう、そういう思いはございますので、また市町村と協議しながら進めていきたいと思っております。

(堀委員)

市町村から要望があり、県で植えることが可能であればよろしく願います。

(議 長)

安芸地域は、高知県のなかでも国有林との関わりが高いと思いますが、国有林と民有林の連携について、四国森林管理局長の新木委員さんどうでしょう。

(新木委員)

国有林につきましては、これまで特別会計で事業を行なっていましたがいりましたが、この度、一般会計で予算化されることとなりました。これまでも国益重視、民国連携を進めてまいりましたが、今後、さらに民有林との連携を取る方向で進めます。

例えば、民有林と国有林を含む森林施業団地の協定もありますし、市町村がかなり重要な役割を担う森林計画制度について、市町村の要請に伴い助成を行なうフォレスター、准フォレスターの育成についても行なう予定であります。

安芸地域につきましては、有名な魚梁瀬スギを有する地区がございます。また、本日、馬路村の上治村長さんも出席されていますが、お互い連携を強めながら厳しい状況を打開すべく頑張るつもりであります。

また、各森林管理署と県の林業事務所も打合せ等行っており、連携を図っていることをお知らせします。

(議 長)

地域振興に頑張っておられる馬路村村長さんのお名前がでましたが、自治体の行政というお立場からも、この計画について何かご意見はございませんか。

(上治委員)

計画書の基本的事項を読みますと、利用可能な齢級の林分が増えてきて、本当に使わないといけない、使えたら良いのだがと思いました。

先月、ある町の庁舎を建てる時に、使用する材料は、町有林の木でいけるのではないかということになりました。山に入りますと、誰が見ても、これだけの面積があれば、絶対に木材は足りると思っていましたが、実際は足りませんでした。

山に、充分木はあるのですが、材として使える木がなかった。

そういう事を考えると、計画書の資料で、例えば成長量がどんどん増えて木が成長しているが、実際に用材として使える木はどれくらいあるのかと思います。

高知県には、多面的機能や森の回廊目的の森林もありますので、その材積はどれくらいか。先ほど、全国森林計画の割当て数量でなく、実態の数字を出していると副部長さんも

言われていましたので、それで良いと思いますが、できるだけ現実に合ったシビアなものを書いて欲しいなと思いました。

(議 長)

どうもありがとうございました。

まだ、ご発言されてない方もいらっしゃいます。

内田委員さん、もし何かありましたら、お願いしたいと思います。

(内田委員)

安芸地域森林計画書の7ページですが、(6)に生物多様性保全機能とあります。森林がそういう機能を果たしているということだと思いますが、こういう機能があるエリアは、どのあたりなのか把握されているのでしょうか？

また、国から伐採に関する割当量が課せられているとのことですが、このエリアに関しては生物の多様性を守るエリアだから伐採しないで大切にするとか、そのような配慮を行なうのでしょうか？

(森づくり推進課長)

地域森林計画には基本的な区域の考え方等が記載されており、具体的にどの区域にどのような機能を持たせて森づくりを行なうかについては、市町村森林整備計画で進められます。

また、伐採等の国からの割当てですが、ゾーニングごとに定められたものは出されておられません。

(副部長)

補足説明をさせていただきます。

従前は地域森林計画にエリアを盛り込むという考え方がありましたが、市町村森林整備計画制度が始まって、住民の方が自分たちの森林環境をどのように考えるかということを議論しながら、自分たちの町には生物多様性に適した区域があるといったことを市町村森

林整備計画に盛り込むという風になりました。

それぞれの地域で、最も相応しいエリア分けをして、それぞれの区域について、例えば生物の多様性とか、森の回廊などの意義付けをし、ここは立木を伐採するのは良くないですねということを、皆様に考えていただき計画を作ってください。

地域森林計画は、計画策定にあたりこういう事が考えられますよという基本的なことをお示しています。

(議長)

具体的には市町村森林整備計画において定めるということですね。

(内田委員)

立木をどのくらい伐るのかというお話が多く、生物多様性保全機能など計画書に書かれていますけど、どのくらい実効性があるのか、伐採計画が影響するのか不安に思いました。これについては、また、別の計画で具体的な内容が書かれるのかなと思っていました。

こういう生物があるので保存してくださいといった住民達の出す声が、果たしてどこまで市町村森林整備計画に反映できるのか。市町村森林整備計画が1つの市町村をカバーしているというのであれば、影響力は結構あると思うので、市町村には頑張ってもらいたいと思います。

(副部長)

ご指摘の点は我々も危惧しております。これまでの市町村森林整備計画は、ともすれば国の示す様式どおりの内容で作られ、そこに数字を記入してできあがるという傾向があるのは否定できません。しかし、4月から森林経営計画制度が始まり、それに市町村が関係しながら地域の状況を積み上げていくなかで、市町村が自ら自分たちの森林をどうするか考えていこうということを始めたばかりです。

ご指摘の通り、多少危惧するところがないわけでもございませんが、それぞれの地域でそれぞれの地域に相応しい計画を作っていただけるよう市町村と共に考えていきたいと思っています。



(北岡委員)

この場で審議することとは違うかもしれませんが、市町村が自発的に行なったゾーニング区分の結果をもとに、高知県にはこういったところがありますよといったまとめたものが出来ないでしょうか。

高知県には素晴らしいところがあります。梶原のセラピーロードや馬路村が有名で、そこに行くと山のすばらしい自然を見ることができます。

審議会の権限で検討するというものではありませんが、四国の大きな範囲のなかに、この区域は健康レクリエーション、この範囲はセラピーロードといった表示がされた地図ができないでしょうか。そういうものができれば、県民へのアピールを始め、観光の面にも生かしていけるのではないかと思うのですが。審議会とは関係ないかもしれませんが。

(議 長)

意見としてお聞きしましょう。

(副部長)

お時間をいただいて検討したいと思います。

(議 長)

片岡委員さん、何かご意見はありませんか。

(片岡委員)

あの、地域森林計画の審議から、はずれるかもしれませんが。

震災と紀伊半島の台風災害を受けて、山の中に住んでいる者としては、土砂災害というものが非常に恐ろしくなりました。保安林には土砂災害の防止機能がありますが、適切な整備を行って機能を発揮させるということを切実にやっていただきたいなと思います。

また、そのような区域に指定されていない林分で土砂災害防止の機能が必要なところについては、ぜひ、間伐等を進めていただきたいと思います。津波の心配はないのですが、土砂災害の心配をしております。

それと私ごとですが、小水力発電に少し係わっています。小水力発電を行なうためにも、沢山の森林整備が遅れている森林をなんとかして水源涵養機能を高めることが、これから必要になってきていると思います。

木材が安く林業が成り立たないことを含め山に雇用がないので、いつもどうにかならな  
いかと思っているのですが、一方、震災以降、公益的機能の保全もしっかりやっていき  
たいなと思っています、以上です。

(議 長)

ありがとうございました。

これについてお答えはありますか？

(副部長)

保安林の問題につきましては、まず、適切に整備する。そして土砂流出の危険性がある  
箇所については、治山工事なんかと一緒に整備することで、地域におられる方の安全・安  
心を確保することが当然と考えております。それから、整備の遅れている森林につきまし  
ても、皆さんから森林環境税をいただいておりますので、しっかり対処していきたいと思  
います。

(議 長)

他にご意見はありませんか。

(堀委員)

森林計画ということで、いわゆる数字だけの内容について審議をしていますが、ここ  
には、森づくり推進の基本となることを話すために皆さん出席されている。もちろん山林に  
住む方も、川上関係者も、我々川下関係者もおります。

要は、山をどういう状態に持っていけばよいのかと考える方もいるということです。先  
ほどの森の回廊につきましても、ある市町村が定めても、隣の市町村が定めなければ、飛  
び地になって繋がりません。だから市町村が連携を取れるような方向へ県が主体となって

リードして欲しいという気持ちがあります。

それと北岡委員さんが言われました保健レクリエーションについて、これは県外に知らしめる意味、それから高知県民が森に親しむ意義を含んでいます。実際、我々もどこがレクリエーションに適した森か、よく知りません。

馬路村さんが良い観光資源を持っていますが、県がまとまって、広域的にこんなに良い森がありますということをアピールしないと、宝の持ち腐れになるので、何とか取り組んでいただきたいと思います。

(上治委員)

最後にかまいませんか。

堀委員さんの発言のとおり、私たちの意見が出せるのは、ほとんど伐採とか間伐などの森林整備の数字についてですね。

ですから、安芸地域森林計画書の6ページにある基本的な考え方で言えば、1から7番目まである機能の中で、最後の7番目の木材等生産機能に関することしかありませんので、その上位に書かれた公益的機能に関することはよくわかりませんね。委員の皆さんにすれば、この数字を見たら、最後の項目の伐採とか更新とかばかりが多く出て、始めに出てくる公益的機能については、どうなっているのという意見を持たれていると思います。例えば4番目の機能に保健レクリエーション機能がありますが、具体的にどれくらいの面積だとか、6番目の生物多様性保全機能の区域はこういう状況だとか説明されたら、もっとここで審議する森づくりの計画になるのではないかと思います。

(議長)

最後に良いご意見を、ありがとうございます。

(副部長)

安芸地域森林計画書の6ページにある基本的な考え方について、例えば、生物多様性につきましても、これまで市町村のみならず国有林や四国四県に呼びかけて、四国の森の回廊という形で適宜取り組んでおります。

また、保健・レクリエーションにつきましては、森林計画のなかで、特別にそれに関して作成した資料というものはなくて、その分野で個別に作成しております。例えば、森林セラピーロードがどこにあるかなど、その資料の多くは観光関係の部署が持っています。内容としては、安芸エリアの観光でいえば、東洋町野根にはこんなに大きな木がありますとか、馬路村に行くところで保健休養ができますよとかいった情報が混在しています。私の思うところですが、次年度の審議会では、皆様のご意見を受けまして、計画区のなかに保健・レクリエーション機能の森林がどのような形であるのかについて、皆様にお見せできるかどうかお時間をいただき検討させていただきます。

それから上治委員さんのご意見も同じであると思いますが、計画のご説明を無味乾燥した形で進めていますので、次年度以降の審議会では、こういう考え方により計算を行ない、結果としてこういう数字になったというような説明をしたいと思います。

あくまで、計画書ですので一定のスタイルがあります。このスタイルを大幅に変えることは不可能ですが、ご説明につきましては、今後、皆様が納得し共感を得られるような形に検討してゆきたいと思います。

(議 長)

ぜひ、そうしていただければと思います。分かりやすいようにお願いします。

お時間も迫ってまいりましたので、この辺で答申の作成に入りたいと思います。それでは、ここで、答申案作成のため、5分間小休止とします。

[小休止]

(議 長)

それでは、事務局の方から答申案を朗読していただきたいと思います。よろしくお願います。

(森づくり推進課長)

—答申案を朗読—

(議 長)

ただ今、朗読いただきましたけれど、この案でよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(議 長)

以上のおり答申するのに異議がないようですので、答申します。

(林業振興・環境部長)

ご承認いただき、ありがとうございます。本日いただきましたご意見につきましては、計画を推進する際、また、林業施策を進める際に生かしていきたいと思います。今後ともご指導をよろしくお願いします。

(議 長)

続きまして、議事5の報告案件につきまして事務局から説明をお願いします。

(治山林道課長)

ー森林審議会の審議を要しない、保安林解除及び林地開発許可の内容を説明ー

(議 長)

ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、予定されていた審議会の議事が終了いたしましたので、これを持ちまして本日の森林審議会を終了したいと思います。どうも皆さんご協力、ありがとうございます。

ー閉会ー